

# 三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

## ニュース 第53号

2012年5月30日 事務局 琉球大学教授職員会 (内線 2023)

E-mail [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp) <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024)、 琉病労(内線 7-2099)

### 琉大当局が提案している

### 「大幅給与削減」の内容をお知らせします

皆さん、給与削減に関わる交渉が大詰め段階にあります。本号では、現在、大学当局から提案されている「大幅給与削減」の内容をお伝えします。

三者連は、これまで琉大当局と5月8日(第1回)、5月21日(第2回)に事務折衝を行い、5月25日には第1回の団体交渉を行いました。21日の折衝で大学当局ははじめて具体的な削減の内容案を提示し、25日には7月1日から給与削減を開始するためのスケジュール表を示しました。

25日の団体交渉では、当局は三者連に「国家公務員に準拠した」大幅給与削減を迫り、合意をとりつけて、5月28日に過半数代表者選出のための中央選挙管理委員会をたちあげ、一連の過半数代表者選出過程を経て、6月29日に「就業規則変更」と「過半数代表者の意見」を労働基準監督署へ提出して、7月分の給与から削減を実行したいという意向でした。

大学当局は、もし5月中に三者連との合意が得られない場合には、7月からの減額支給ができず、その分の削減費が以降の削減分に上乗せされることになり、結果として公務員よりもさらに厳しい削減になる可能性があるとして、早急な過半数代表者の選出作業を三者連に求めています。

しかし、2年間の期間限定とはいえ我々の生活を圧迫する大幅な給与削減である重要問題について、各組合員や教職員に十分に周知しないまま短期間で三者連に合意を迫るのは、「誠実交渉義務」違反にほかならないと三者連は考えました。また、当局の提案内容の算出根拠や経過説明にはいまだ多くの疑問があります。三者連執行部は、大学構成員が内容を十分に知らされないまま過半数代表者を選出するには問題があり、もっと時間をかけて構成員の意見を聞き今後の労使交渉の対応策を議論する必要があると判断し、当局が提案した5月中での過半数代表者選出スケジュールの確定に応じない方針を決めました。

とりあえず以下には、情報提供のため大学当局から配付された案を転記します。次号で当局の提案内容や回答への疑問点、団体交渉の内容等を引き続きお知らせする予定です。

特例法案対応影響額の例

	教授56歳の 平均	教授51歳の 平均	准教授46歳の 平均	係長47歳の 平均	係員32歳の 平均
月例影響額(賞与除く)	△58千円	△54千円	△35千円	△29千円	△13千円
平成24年度年間影響額 (7月以降実施)	△666千円	△626千円	△431千円	△337千円	△164千円
平成25年度年間影響額	△968千円	△909千円	△638千円	△496千円	△249千円

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」  
(平成24年2月29日成立)への対応について(案)

## 1. 人事院勧告分

## (1) 対象者

常勤役職員及び特命職員全てに適用する。

非常勤職員は、常勤職員の俸給月額を基に給与を決定している者について平成25年4月1日から適用する。

## (2) 実施率 平均0.23% (国と同様の内容)

## (3) 実施時期 平成24年7月1日(国は、平成24年3月で、4月に遡って実施)

## 2. 給与の臨時特例に係る給与削減について

## (1) 対象者

常勤役職員及び特命職員全て((2)の除外者を除く。)に適用する。

非常勤職員は、常勤職員の俸給月額を基に給与を決定している者について平成25年4月1日から適用する。

## (2) 除外者

- ・地方公務員と人事交流により、採用された附属学校教員
- ・病院所属の医療系及び看護系の技術職員(管理職手当受給者を除く)

## (3) 実施時期 平成24年7月1日～平成26年3月31日

(国は、平成24年4月1日～平成26年3月31日実施)

## (4) 減額の具体的内容

## ① 俸給の削減率(人事院勧告実施後の割合)

本給表の級	国	本学
役員相当	100分の9.77	100分の9.77
一般職本給表(一)2級以下	100分の4.77	100分の4.77
一般職本給表(一)3級から6級まで	100分の7.77	100分の7.77
一般職本給表(一)7級以上	100分の9.77	100分の9.77
一般職本給表(二)3級以下	100分の4.77	100分の4.77
一般職本給表(二)4級以上	100分の7.77	100分の7.77
教育職本給表(一)2級以下	100分の4.77	100分の4.77
教育職本給表(一)3級から4級まで	100分の7.77	100分の7.77
教育職本給表(一)5級	100分の9.77	100分の9.77
医療職本給表(三)6級	100分の7.77	100分の7.77

② 管理職手当は管理職手当額×100分の10を減額する。

③ 俸給月額に連動する手当の月額は、減額後の俸給月額等により算出する。

④ 期末手当・勤勉手当は、人事院勧告実施後の俸給月額を基礎に算定した支給額に一律百分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減額する。(国と同様の内容)

## (5) 特別措置

今後、文部科学省から提示される返還額と本法人で削減した額との間に余剰が生じた場合には、当該減額した役職員に対し臨時的に支給するなどの措置を講ずる。

## (6) 代替措置

実施期間中に毎年連続した3日間の一斉休暇を与える。(8月を想定)